第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十の二　受託者の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて第九号に掲げる書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　受託者の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前号に掲げる書類に記載した場合において、同号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十七条第二項第二号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役又は監査役の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第十七条第二項第三号に次のように加える。

ハ　会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて前項第一号に掲げる事項を記載した書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　特定合併後の振替機関の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　設立会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十一条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　設立会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　承継会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十二条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　承継会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十三条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　譲受会社の取締役及び監査役の旧氏及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　譲受会社の会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第四十三条中「第十五号」を「第十五号の二」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・財務省令第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十五条第二項及び第五十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

加入者保護信託に関する命令の一部を改正する命令

加入者保護信託に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第四号）財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　任命しようとする者の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該者の氏名に併せて認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第六条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　信託管理人となるべき者及び受益者代理人となるべき者の旧氏及び名をこれらの者の氏名に併せて認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第二十九条に次の一号を加える。

四　新たな信託管理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第三十二条に次の一号を加える。

四　新たな受益者代理人となるべき者の旧氏及び名を当該者の氏名に併せて申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

第三十三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　信託管理人、受益者代理人又は委員の旧氏及び名をこれらの者の氏名に併せて届出書に記載した場合　前号に掲げる書類が当該者の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

附　則

この命令は、公布の日から施行する。